資料２－２

平成30年北海道胆振東部地震災害からの

復旧・復興方針（案）

～復興とその先の地域創生を目指して～

平成31年　月

北 海 道

目　次

Ⅰ　平成30年北海道胆振東部地震について
　１　平成30年北海道胆振東部地震の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　道内における被災状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　被災地域の復旧・復興に向けて
　１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　２　復旧・復興対策の取組方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅲ　取組方向に基づく主な復旧・復興施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　１　被災地域の復旧・復興に向けた取組
　(1)　住まい・くらしの速やかな再建
　　ア　被災者の住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　イ　被災者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　ウ　保健・医療・福祉、教育環境の回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　(2)　ライフラインやインフラの本格的な復旧
　　ア　電気・水道の復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　イ　道路や河川などの公共土木施設等の強靱化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　　ウ　文教施設や医療施設等の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　(3)　地域産業の持続的な振興
　　ア　農林水産業の産業基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　イ　商工業や観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　２　大規模停電等に伴う影響への対応
　(1)　食と観光の早急な需要回復
　　ア　道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　(2)　大規模停電等による産業被害への対応
　　ア　中小企業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　　イ　エネルギー供給等の強靱化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅳ　復旧・復興の推進
　１　道の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　２　被災市町村への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　３　国や関係機関・団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

Ⅴ　復旧・復興対策のフォローアップ
　１　ロードマップによる推進管理及び情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　２　復旧・復興方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

（参考資料１）北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱
（参考資料２）胆振東部地震災害からの復旧・復興の取組事例
（参考資料３）復旧・復興に向けた主な地域イベント

Ⅰ　平成30年北海道胆振東部地震について

1　平成30年北海道胆振東部地震の概要

平成30年９月６日午前３時７分、北海道胆振地方中東部の深さ37キロメートルを震源とするマグニチュード6.7、最大震度７を観測する地震が発生しました。この地震の発生以降、地震活動が活発となり、11月14日までに最大震度５弱の地震が２回、最大震度４の地震が21回発生しましたが、その後、平成31年１月31日時点で、最大震度４以上の地震は観測されていません。

なお、北海道内で震度７を観測したのは観測史上初めてのことです。

発生日時		平成30年９月６日　午前３時７分
震央地名[*1]		胆振地方中東部
地震の規模		マグニチュード6.7
震度６弱以上を観測した自治体	震度７	厚真町
	震度６強	安平町、むかわ町
	震度６弱	札幌市東区、千歳市、日高町、平取町

【震度分布図（地域震度）】

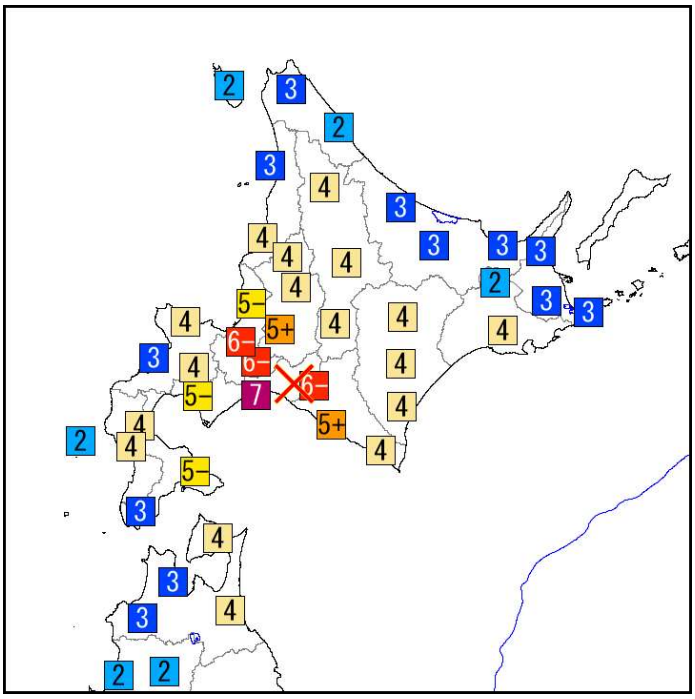

（出典：気象庁）

*1　震央：震源の真上にあたる地表の地点

２　道内における被災状況

平成30年北海道胆振東部地震は、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など全道各地に甚大な被害と多大な影響をもたらしました。

この地震災害により、尊い命が失われ、多くの道民が避難生活を余儀なくされました。

(1)　人的被害

地震に伴う土砂災害や多数の家屋倒壊等により、死者42名、負傷者762名の人的被害が発生しました。

また、地震による直接的な被害に加え、道内全域に及ぶ停電の影響もあり、最大128の市町村で768箇所の避難所が開設され、16,649名（各避難所の最大避難人員の合計）の方が避難を余儀なくされました。なお、12月21日には全ての避難所が閉鎖されています。

(2)　住家被害

住家被害については、平成31年１月16日時点で、全壊462棟、半壊1,570棟、一部損壊12,600棟が判明しています。住家被害の約９割以上が札幌市、北広島市、厚真町、安平町、むかわ町、日高町の６市町で発生しています。

また、宅地においては、地盤の亀裂や陥没などが発生したほか、液状化による被害も確認されています。

(3)　ライフライン被害

道内全域の295万戸で停電が発生し、信号機の機能停止等によりバス等の車両の運行に支障が生じたほか、鉄道や空港などの交通機関にも広く運休・欠航等が生じるなど、道民の生活に甚大な影響をもたらしました。なお、道内のほぼ全域での停電が復旧した後も、平常時よりも１割から２割程度の節電が必要となりました。

また、断水は、地震に伴う水道管路や浄水施設等の破損により７市町24,826戸で、停電による送・配水ポンプの停止等により39市町村43,509戸で発生しました。特に、厚真町の富里浄水場は、８月に稼働を開始した直後でしたが、裏山の大規模な土砂崩れにより、今もなお浄水場の機能が停止しています。

さらに、ガソリン等の燃料供給は、停電による影響から営業ができないガソリンスタンドが多数発生したため、病院や通信設備などの重要インフラで非常用発電機の燃料が不足する事態も起きました。

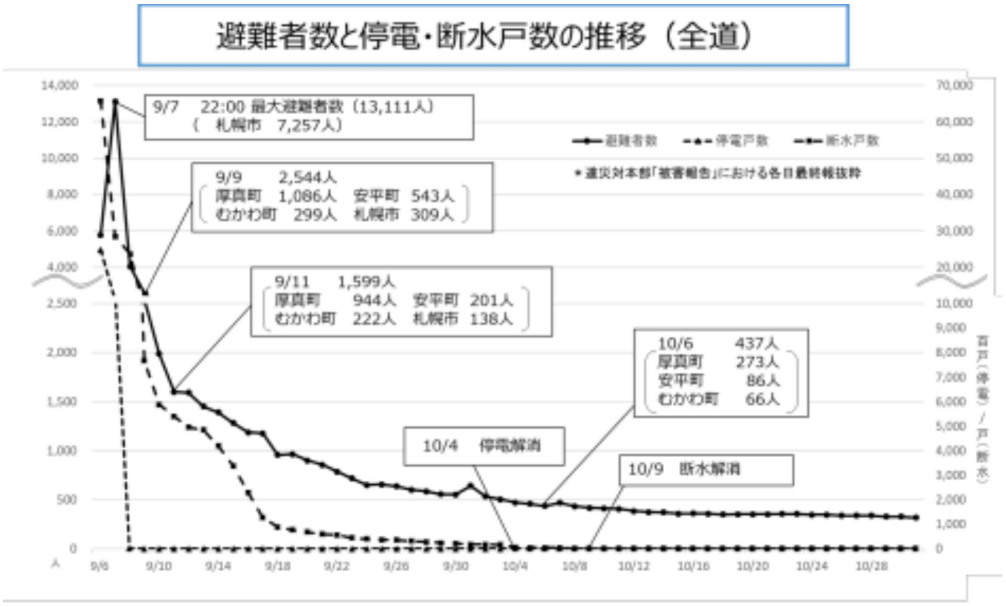

（出典：北海道調べ）

(4)　医療機関被害

道内に34機関ある災害拠点病院[*1]では、停電の中でも自家発電機等から電源を確保し、医療機能を発揮しましたが、約900機関あるその他の医療機関では、停電の影響を受け、医療機能の維持に少なからず影響が生じました。また、道内に120ある透析実施医療機関においては、一部機関で透析の実施が困難になったため、患者の受入れ等の調整が行われました。

(5)　社会福祉施設被害

社会福祉施設では、震源に近い胆振地方や日高地方を中心に114施設で建物や設備の破損などの被害が発生しました。特に、厚真町、安平町の高齢者施設及び障がい者施設では、地盤沈下等による本体施設の傾斜・亀裂、スプリンクラーの破損による浸水などにより、入所者全員が別の社会福祉施設等への一時退避の後、福祉仮設住宅[*2]での生活を送っています。

(6)　公共土木施設等被害

公共土木施設等では、道路371箇所、河川94箇所、橋梁24箇所など、計581箇所で土砂崩れや路面陥没などが発生しました。

また、停電の影響もあり、最大で国道４路線４区間、道道14路線20区間、

---

*1　災害拠点病院：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、広域搬送への対応機能、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための施設

*2　福祉仮設住宅：高齢者や障害者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、そうした方々が利用しやすい構造及び設備を有する災害救助法に基づく応急仮設住宅

高速道路４路線６区間が通行止めとなりましたが、平成31年１月31日時点で、引き続き通行止めとなっている道路は道道２路線２区間のみとなっています。

(7) 文教施設被害

道内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校[*1]などでは、９割を超える1,891校が、地震や停電の影響により、発災当日の９月６日は休校となりました。

また、震源に近く揺れの大きかった市町村を中心に、校舎や体育館などの内外壁のひび割れや亀裂、天井材・照明の落下などの被害が発生したほか、グラウンドや屋外プールなどでも被害が発生し、教育活動に支障が生じています。特に被害の大きかった安平町立早来中学校では、校舎・体育館が使用できなくなったため、仮設校舎での教育活動を余儀なくされています。

(8) 公共交通機関被害

鉄道・軌道は、道内全域が停電したことなどにより、ＪＲの在来線、新幹線ともに全面運休となりましたが、９月７日に一部運行が再開され、現在は日高線の一部を除き通常運行となっています。

空港は、９月６日に新千歳空港を発着する国内線・国際線が全便欠航となりましたが、９月７日には国内線が、８日には国際線がそれぞれ運航を再開し、現在では通常運航となっています。

バスは、停電による信号機の機能停止等を受け、一般路線・都市間ともに主要バス事業者のほぼ全線が運休しましたが、９月８日にほぼ通常運行となりました。

海上交通は、苫小牧港の国際コンテナターミナルが液状化などにより閉鎖となりましたが、９月11日に再稼働しました。

(9) 農林水産業被害

農地では、土砂堆積や用水路等の損壊が301箇所で発生し、水稲やデントコーンなどの農作物263ヘクタールやハスカップの樹体8,000本に被害が生じたほか、漁港施設で15箇所、林地・治山施設で187箇所、林道施設で323箇所の損壊等が確認されました。

また、道内全域の停電により、生乳や卵など23,437トンの畜産物の損失

---

*1　特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校

が生じたほか、馬鈴しょ、かぼちゃなど353トンの収穫物やきのこ類、水産冷凍品の廃棄なども発生しました。

(10) 商工業被害

商工業では、建物・設備や工業用水道施設などの損壊といった被害が生じたほか、停電のため商品や原材料等の廃棄を余儀なくされました。

(11) 観光被害

観光では、宿泊施設や道の駅などの観光施設の損壊等が266件、中止や一部中止となったイベントが39件確認されたほか、宿泊施設や観光・体験施設などでキャンセルが相次ぎました。

また、発災直後には、宿泊場所を確保できない観光客が、空港や駅、観光地等に滞留したため、札幌市内においては、道や札幌市が観光客向けの避難所を開設しました。

(12) 文化財被害

安平町の指定文化財である石倉が倒壊したほか、むかわ町では、歴史的建造物である旧布施旅館にも被害が確認されています。

(13) 被害額等

平成30年北海道胆振東部地震災害による被害額（国の直轄事業分を除く。）は、平成30年12月28日時点で、地震に起因する公共土木施設等や林地・治山施設などが約2,233億円、停電に起因する商業被害や畜産物被害などが約163億円で、被害総額は約2,396億円と推計されています。

これは、平成５年に発生した北海道南西沖地震の被害額（約1,323億円）の約２倍に相当し、近年の地震災害で最大の被害額となっています。

また、停電により営業（操業）を取りやめたことによる売上げ（出荷）への影響額は推計で約1,318億円、宿泊施設等のキャンセルによる影響額は約165億円、宿泊施設のキャンセル数を基に推計した交通費や飲食・土産物消費などを含めた観光消費への影響額は約356億円となっています。

【被害等の状況（平成31年１月16日現在)】

区　分		内　容
人的被害	死者	42名 （市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したと認められた１名を含む）
	負傷者	762名
住家被害	全壊	462棟
	半壊	1,570棟
	一部損壊	12,600棟
住民避難	避難所数（最大）	128市町村、768箇所
	避難者数（累計）	16,649名
ライフライン※最大時	道路	通行止め 国　　道：４路線４区間 道　　道：14路線20区間 高速道路：４路線６区間
	鉄道	在来線・新幹線　全面運休
	空港	新千歳：国内線・国際線　全便欠航 その他：一部欠航
	電気	停電　295万戸（道内全域）
	水道	施設被害による断水 ７市町　　24,826戸 停電による断水 ※給水装置による影響分は含まない。 39市町村　43,509戸

（出典：北海道調べ）

【被害額（平成30年12月28日現在)】

（単位：百万円）

区　分	被害額		
	地震関係	停電関係	計
商工業等被害	11,995	13,556	25,551
農業・畜産等被害	15,439	2,486	17,925
水産被害	406	12	418
林業被害	50,765	209	50,974
公共土木施設等被害	123,604	－	123,604
各種施設等被害	21,088	24	21,112
合計	223,297	16,287	239,584

（出典：北海道調べ）

※国の直轄事業分は除く。

【影響額（平成30年12月28日現在)】

（単位：百万円）

区分	影響額	被害の概要
停電による売上（出荷）影響額	131,820	停電により営業（操業）を取りやめたことによる売上げ（出荷）への影響額を推計。
商業	98,628	
工業	33,192	
宿泊施設等のキャンセルによる影響額	16,498	宿泊施設　14,027 観光・体験施設　920 フェリー・遊覧船　53 観光バス　795 レンタカー　703
観光消費への影響額	35,600	宿泊施設のキャンセル数を基に、交通費や飲食・土産物消費などを含めた、観光消費の影響額を推計。

（出典：北海道及び観光被害対策連絡会調べ）

Ⅱ　被災地域の復旧・復興に向けて

１　基本的な考え方

平成３０年９月６日に発生した北海道胆振東部地震は、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多数の方々が負傷されました。

大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、広範かつ多大な影響が生じ、特に大きな被害を受けた被災地域では、住まいやくらしの再建と地域産業の振興を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした中、一日も早い復旧・復興を実現するためには、安全・安心で住み続けられる、災害に強い、より強靭な北海道づくりなど、将来を見据えた計画的な取組を推進し、「住まい・くらし」や「仕事」等に係る不安を払拭することにより、地域創生の実現に向けた流れを再び軌道に乗せ、地域の更なる発展へとつなげていくことが求められています。

この方針は、今後の北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた基本的な考え方や取組方向をお示しするとともに、地元と共に進める復旧・復興対策を取りまとめたものであり、道としては、これらを地域と共有しながら、国や関係機関・団体等と連携し、中長期の視点に立った取組を全庁一丸となって推進します。

２　復旧・復興対策の取組方向

今回の地震では、土砂災害や家屋の倒壊など、地震による直接的な被害と、道内全域に及んだ大規模停電によるライフラインの寸断や産業被害などが複合的に生じ、全道各地に大きな影響を及ぼすこととなりました。

このため、本道の本格的な復旧・復興に向けては、次に示すとおり、地震の直接的な被害を受けた「被災地域の復旧・復興に向けた取組」と「大規模停電等に伴う影響への対応」という２つの柱立てにより、今後の取組方向を明確にした上で、具体的な施策を展開します。

(1)　被災地域の復旧・復興に向けた取組

被災された方々が一日も早く元の生活を取り戻すためには、「住まい・くらし」や「仕事」といった生活・産業基盤の再建を図ることが急務であり、住宅再建に向けた支援や道路・河川などの公共土木施設等の復旧、さらには、被災農林漁業者等の施設復旧への支援などを通じた地域産業の振興など、将来にわたって安心して暮らすことができる環境整備に向けて、次に掲げる３つの項目を今後の取組方向とし、関連施策の迅速かつ効果的な推進を図ります。

ア　住まい・くらしの速やかな再建

道ではこれまで、一般的な応急仮設住宅に加えて、被災地域の意向等を踏まえ、トレーラーハウスや福祉仮設住宅を整備するとともに、災害

廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた広域的な調整を実施するなど、災害応急対策を迅速に進めてきました。

今後とも被災者に寄り添いながら、恒久的な住まいの確保や再建に取り組むとともに、国や道の様々な支援制度を活用し、被災者のくらしの再建に向けた切れ目のない取組を行います。

また、被災者が安心して健康的に暮らせるよう、被災者の心身の健康管理をはじめ、日常生活に欠かせない保健・医療・福祉、教育環境の回復に向け、地元と一体となった取組を推進します。

イ　ライフラインやインフラの本格的な復旧

今回の地震では、大規模な山腹崩壊や土砂流出による影響が道路や河川、農地等の産業基盤など広範囲に及び、かつ複合的なものとなっています。

このため、公共土木施設等の復旧に当たっては、庁内関係部局はもとより、国や関係機関との密接な連携の下、準備の整った箇所から順次、災害復旧事業に着手するとともに、被災自治体への職員派遣や、道が一体的に施工することで工事施工の効率化が図られる箇所については、町の災害復旧工事等を受託するなど、迅速かつ効率的な事業の実施を図ります。

加えて、液状化などの被害を受けた港湾についても、国などと連携を図りながら、港湾機能の早期回復に取り組みます。

また、浄水場や生活に欠かせないライフラインについては、国や被災自治体と連携・調整を図りながら、施設の速やかな復旧を推進するとともに、今後の災害を防止するための強靭化対策にも取り組みます。

ウ　地域産業の持続的な振興

農林水産業においては、被災した施設等の災害査定を迅速に実施し、復旧工事に着手するとともに、国や市町村、試験研究機関などで構成する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議[*1]」を設置し、被災森林の復旧方法や被害木の有効活用などについて検討を行っています。

今後とも様々な支援制度を活用しながら、速やかな復旧工事の実施や経営再建に必要な環境整備、産地の収益力の強化など、地域の農林水産業の再生に取り組みます。

また、商工業や観光業においては、地域活力の再生を目指して、「緊

---

*1　胆振東部森林再生・林業復興連絡会議：平成30年北海道胆振東部地震による森林被害を早期に復旧し地域林業の復興を図るため、関係機関で林業被害等の状況について情報共有するとともに、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討を行い実施することを目的として設置された会議

急経済対策官民連携協議会[*1]」の取組と連動しながら、きめ細かな支援を通じた中小企業等の経営基盤の回復や経営体質の強化を図るとともに、戦略的なプロモーションなどを通じて、被災地域の賑わいの創出に取り組むなど、地域産業の持続的な振興を図ります。

(2) 大規模停電等に伴う影響への対応

地震発生後の大規模停電等により、道内観光地において宿泊客の大量キャンセルが発生するなど、食や観光をはじめ、本道経済に極めて大きな影響が生じていることから、次に掲げる２つの項目を今後の取組方向とし、食と観光の需要回復や中小企業等の経営再建に向けた支援など、本道経済の確かな成長につなげる取組や、エネルギー供給の強靭化に向けた取組を積極的に展開します。

ア 食と観光の早急な需要回復

食や観光の影響への対応として、これまで、ＳＮＳ[*2]などを活用し、「元気な北海道」を広く国内外へ発信するとともに、「北海道ふっこう割[*3]」による集中的な需要喚起などに取り組んでおり、今後とも本道経済の持続的な回復・発展を図るため、道産品の販路拡大や国際路線の誘致、戦略的な観光プロモーションの展開など、本道の強みである食や観光を活かした取組を重点的に実施します。

イ 大規模停電等による産業被害への対応

地震からの迅速な経済復興を目的に設置された「緊急経済対策官民連携協議会」の下、経営再建に向けた相談や資金貸付などの支援に取り組んでおり、今後とも本道経済を確かな成長軌道に乗せるため、中小企業等の産業基盤の回復と経営再建に向けた取組などを展開します。

また、今回の大規模停電の経験などを教訓とし、中小企業の経営基盤を強化するとともに、エネルギー供給等の強靭化に向けて、非常用電源の確保や新エネルギーの地産地消に向けた取組などを推進するほか、北本連系設備[*4]など電力基盤の増強が図られるよう引き続き国等に要望します。

---

*1 緊急経済対策官民連携協議会：平成30年北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済の復興に向け、観光事業者や中小企業、農林漁業者等の活動を支援するため、広範な関係主要機関の代表者が一堂に会し、連携・意見交換する場として設置された協議会

*2 ＳＮＳ：フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどの総称

*3 北海道ふっこう割：道内、国内、海外の旅行客を対象とした旅行商品や宿泊料金の割引券を発売し、観光需要を喚起するための旅行割引制度

*4 北本連系設備：北海道と本州を結ぶ電力連系設備

Ⅲ　取組方向に基づく主な復旧・復興施策

取組方向に基づく復旧・復興施策は、今後、地域のニーズを把握しながら、必要な取組を継続的に検討し、「Ⅴ 復旧・復興対策のフォローアップ」に記載するロードマップに反映していきます。

（施策体系図）

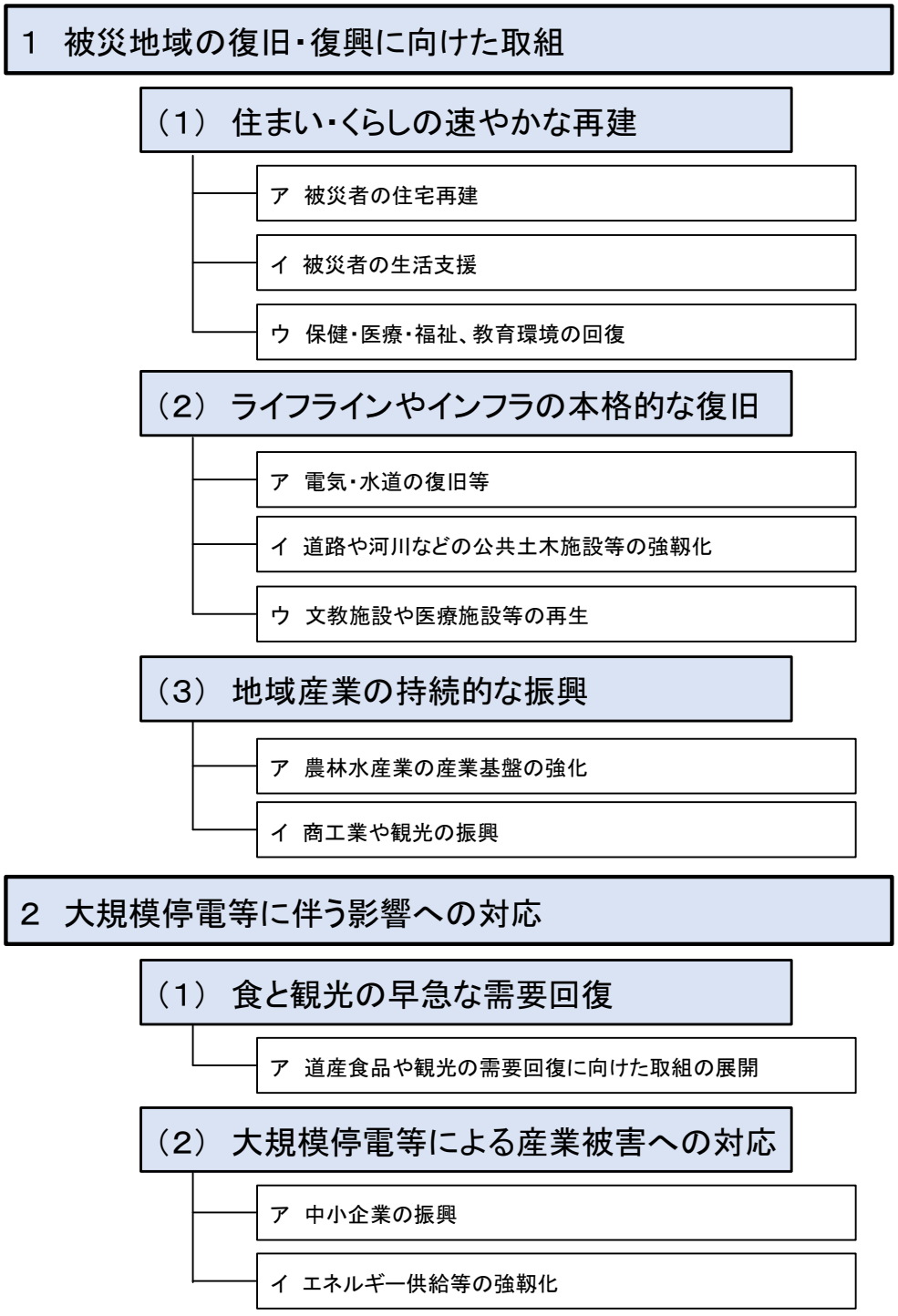

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(1)　住まい・くらしの速やかな再建
ア　被災者の住宅再建

【主な取組】

① 生活基盤に著しい被害を受けた被災者の住宅の確保・再建に向けて、被災者生活再建支援制度[*1]に基づく支援金が円滑に支給されるよう関係機関と連携し取り組むとともに、建築関係団体と連携し、住宅の復旧・再建に向けた相談に対応するなど、被災者の実情に応じた取組を推進します。

② 復興に向けたまちづくりを進める中で、高齢化や職業の多様化、コミュニティ機能の状況などを踏まえ、被災者の暮らし方に配慮しながら、自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、低廉な家賃の災害公営住宅[*2]等の整備に向けた支援について、被災市町村と連携しながら、恒久的な住まいを着実に確保できるよう取り組みます。

③ 住民の生命等を災害から保護するため、被災市町村と連携しながら、住民の意向など地域の実情に即した住宅の再建が図られるよう、集団的な移転の実施を含め、総合的に検討します。

---

*1　被災者生活再建支援制度：自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度

*2　災害公営住宅：災害により滅失した住宅に居住していた定額所得者に賃貸する公営住宅

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(1)　住まい・くらしの速やかな再建
イ　被災者の生活支援

【主な取組】

① 被災者のくらしの安定が速やかに図られるよう、北海道災害義援金配分委員会[*1]を通じて、災害義援金を適切かつ円滑に配分します。

② 経済的に困窮した被災者に対しては、相談対応を行いながら、被災者の生業や就労の回復、世帯構成や住宅環境などを考慮しつつ、生活の再建が速やかに実現するよう、生活福祉資金貸付制度[*2]の適切な運用に取り組みます。

③ 住民の安全・安心なくらしを早期に確保するため、市町村が取り組む膨大な災害廃棄物[*3]の処理が迅速かつ適正に進むよう、国などと連携しながら支援を行います。

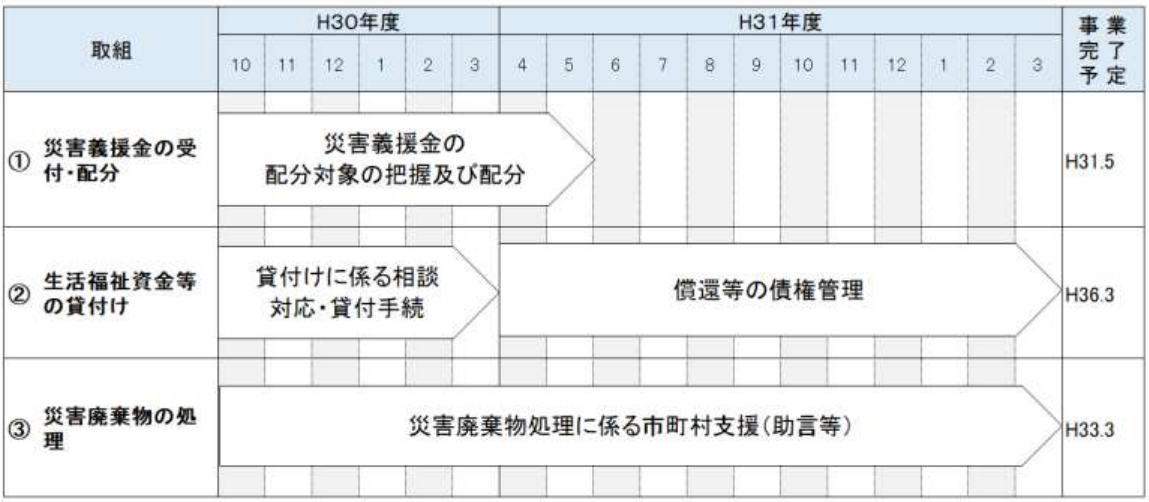

*1　北海道災害義援金配分委員会：災害による被災者を救援するため、北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とした委員会

*2　生活福祉資金貸付制度：低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度

*3　災害廃棄物：地震や風水害等の自然災害により発生した廃棄物

１　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(1)　住まい・くらしの速やかな再建
ウ　保健・医療・福祉、教育環境の回復

【主な取組】

①　被災者が安心して健康的な生活を送ることができるよう、被災市町村や関係機関と連携しながら、相談対応や訪問指導を行い、被災者に寄り添った長期的なケアに取り組みます。
　あわせて、健康づくりや介護・閉じこもり予防の支援活動を行います。

②　被災地における児童・生徒に対する教育が適切かつ円滑に実施されるよう、被災した子どもたち等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、スクールカウンセラー*1やスクールサポートスタッフ*2を派遣します。

③　被災した児童生徒等の就学の機会を確保するため、高等学校の授業料の免除や小中学校等における学用品費の支給など、市町村や関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

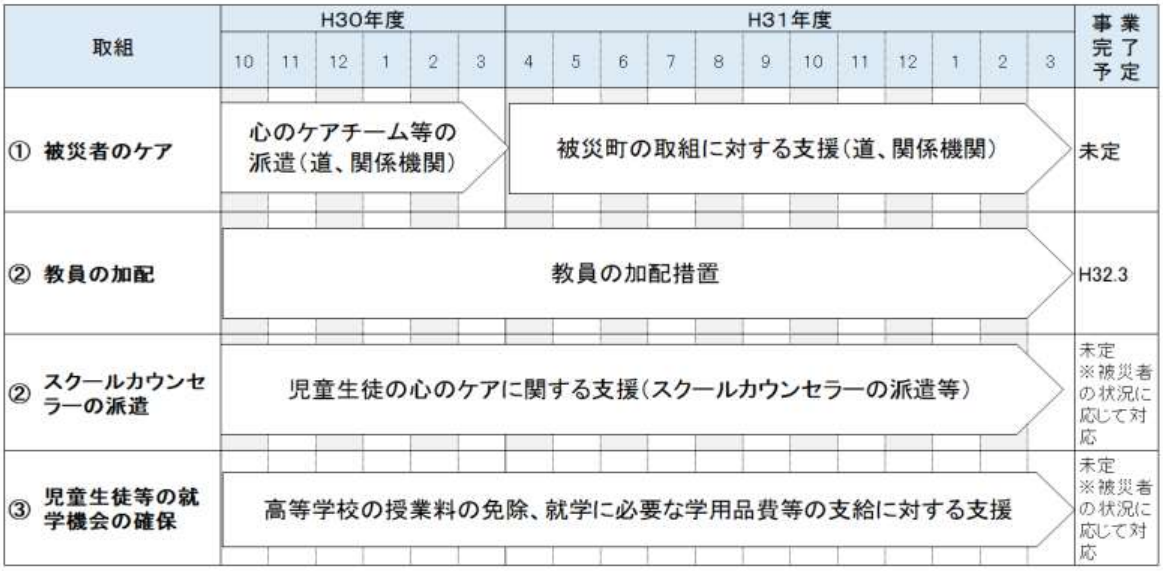

---

*1　スクールカウンセラー：学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家

*2　スクールサポートスタッフ：教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷など教員に代わって行うサポートスタッフ

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2)　ライフラインやインフラの本格的な復旧
ア　電気・水道の復旧等

【主な取組】

① 電力の安定供給のため、被災した道営電気事業用施設の早期の復旧を図ります。

② 工業用水の安定供給のため、長時間の停電にも対応できるよう施設の強靭化対策（貯油タンク）に取り組みます。
　また、今後の災害を防止するため、耐震化対策（配水管等）にも取り組みます。

③ 土砂に埋没している厚真町富里浄水場の早期の復旧に向け、急傾斜地崩壊対策事業により、当該施設裏山の残留土塊を除去するとともに、厚真町が実施する復旧工事が円滑に進むよう、国等との調整を図ります。

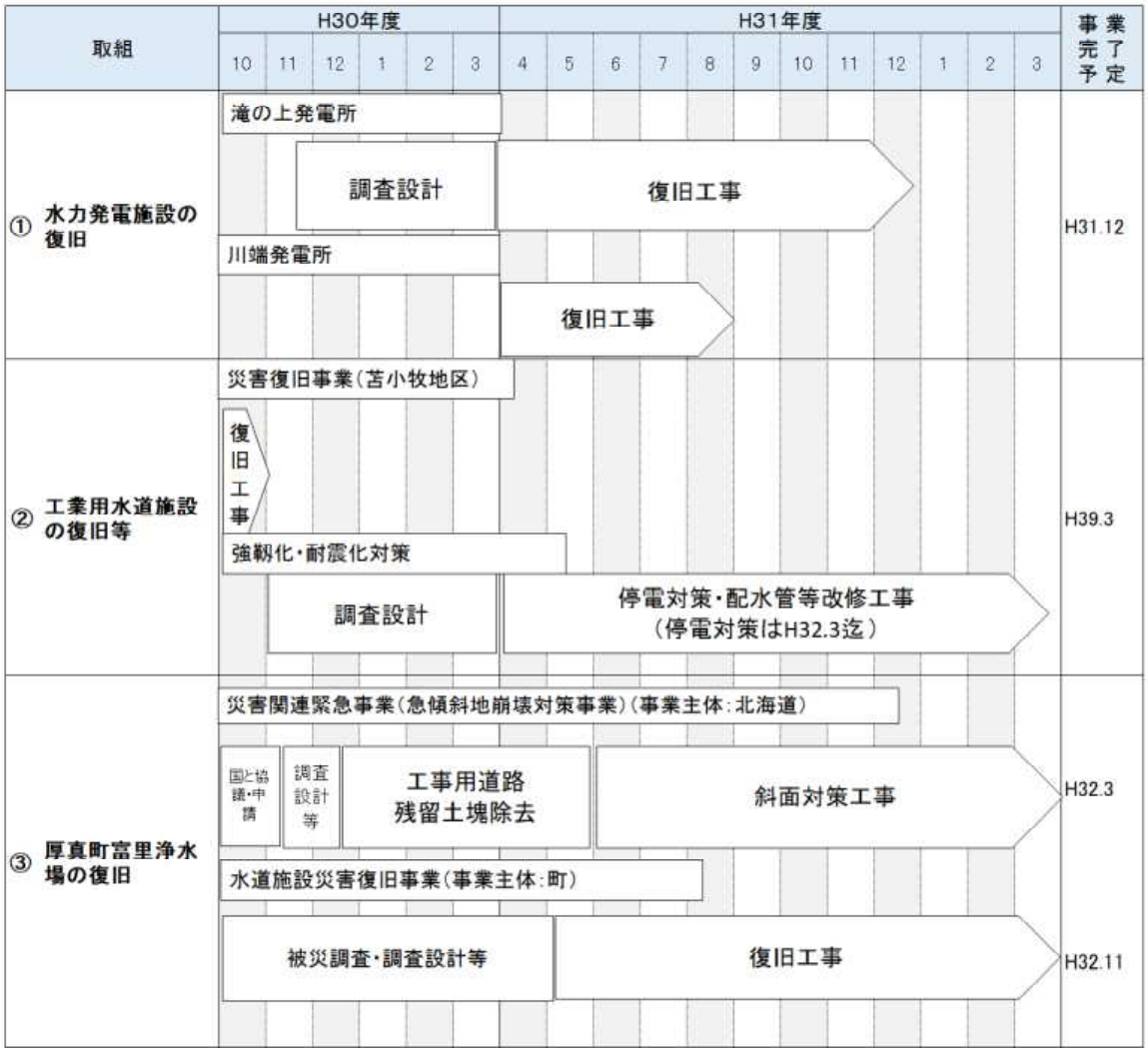

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2)　ライフラインやインフラの本格的な復旧
イ　道路や河川などの公共土木施設等の強靭化

【主な取組】

①　住民の安全・安心なくらしを早期に確保するため、地震により被災した道路、河川、橋梁、港湾、公園、公営住宅などの公共土木施設等について、関係機関等と協議・調整を行い、準備が整った箇所から順次、災害復旧事業を実施します。

　また、原形復旧に加え、今後の災害を防止するため、施設を新設するなど、強靭化対策にも取り組みます。

　さらに、被災市町村における災害復旧事業が円滑に進むよう、職員の派遣を継続するほか、道が一体的に施工することで、工事施工の効率化が図られる箇所について町の災害復旧工事等を受託します。

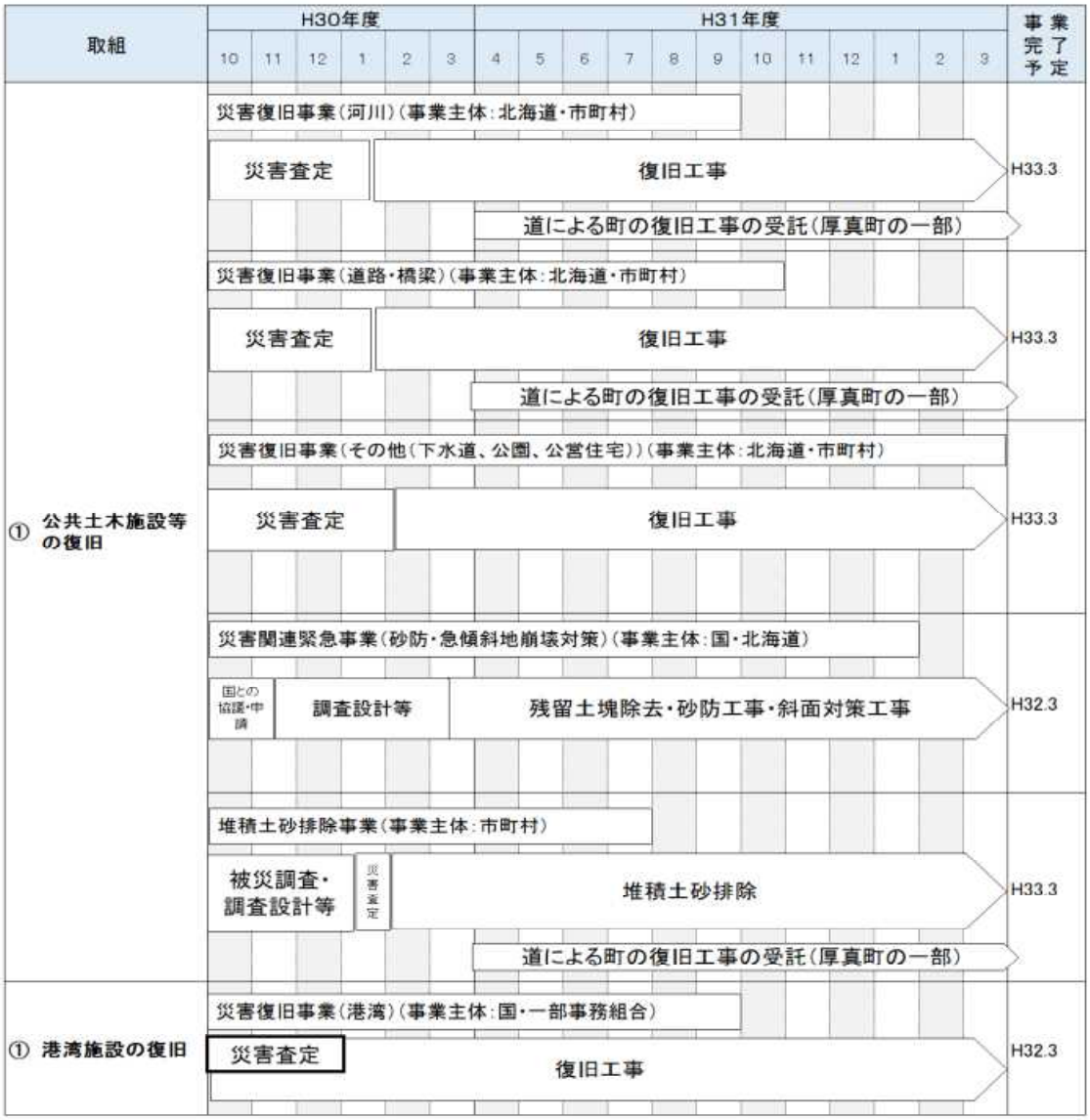

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(2)　ライフラインやインフラの本格的な復旧
ウ　文教施設や医療施設等の再生

【主な取組】

① 学校施設や医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの公共施設の復旧を支援するとともに、災害時の避難場所等の拠点として、各施設管理者による耐震化や防災対策を促進します。

② 地域の歴史的資源である文化財について、国の支援制度を活用し修理・修復を行うなど、「地域のたから」として再生し、保存します。

1　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(3)　地域産業の持続的な振興
ア　農林水産業の産業基盤の強化

【主な取組】

① 山腹崩壊等により農地に大量に堆積した土砂・流木の撤去や、被災した用水路・排水路、農道などの生産基盤の速やかな復旧を図るため、関係機関と協議・調整を行いながら、農地・農業用施設の復旧に取り組みます。

② 営農施設や農業共同利用施設に甚大な被害を受けた農業者や農協等を対象に、国の補助事業を最大限に活用しつつ、道の上置き補助による支援を行うなど、農業経営の再建・維持に必要な資金の安定的な確保に努めるとともに、産地の収益力の強化と担い手の経営の発展を推進します。

③ 甚大な被害のあった森林の再生に向けて、治山施設の整備や林道の復旧を計画的に進めるとともに、関係機関が連携して植栽や播種など効率的な森林の造成方法の検証を行いながら、森林の整備を着実に進めます。
　また、林業事業体及び木材加工工場の継続的な生産活動を確保するなど、地域林業の復興を図ります。

④ 被災した漁港施設の復旧を図るなど、漁業経営の安定・強化を図ります。

⑤ 地域の特性やニーズに配慮しつつ、被災した農業者や漁業者、森林所有者を対象に、技術指導や経営相談を行うとともに、被害木の撤去や有効活用についても検討を進めるなど、農林水産業の再生と経営体質の強化を図ります。

取組
H30年度
10
11
12
1
2
3
H31年度
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
事業完了予定
③ 森林・林業被害の復旧
林地の復旧（治山事業）
調査、事業決定
測量・設計
復旧工事
H32.3
事業計画
測量・設計、復旧工事（公共）
H36.3目途
治山施設の復旧
調査、災害査定
事業決定、設計
復旧工事
H33.3
林道の復旧
被害調査
災害査定
災害復旧事業
H34.3目途
森林の造成
H35.3目途
植栽や播種などの効率的な復旧方法の検証
未定
※森林所有者の状況に応じて対応
森林整備事業を活用した被害木の搬出・森林の造成
④ 漁港海岸施設の復旧
国庫護
災害査定
現地調整
復旧工事
H33.3
⑤ 農林漁業者への技術指導・相談対応等
技術対策資料の発信、技術支援・助言
飼養衛生管理の巡回指導
未定
※被災者の状況に応じて対応
被災状況の確認・技術指導等（林業）
被災森林所有者戸別訪問による状況説明・意向調査等
森林所有者の意向調査結果等を踏まえた現地指導
未定
※被災者の状況に応じて対応
被害木の有効活用
山腹崩壊箇所（道路、河川、農地、林地）の復旧における倒木等の有効活用
復旧工事完了まで
原木しいたけ用ほだ木の確保
供給可能量の調査
生産者団体との情報交換
H32.3
被災状況の確認・技術指導等（水産業）
被災状況の確認・技術指導、対策会議
技術指導等
H32.3

１　被災地域の復旧・復興に向けた取組
(3)　地域産業の持続的な復興
イ　商工業や観光の振興

【主な取組】

① 経営に影響を受けている事業者のニーズ等に配慮しつつ、各種の融資制度により、中小企業者の経営基盤の回復と経営の再建を図ります。

② 地域活力の再生を目指し、事業者の目線に合わせたきめ細かな経営相談や指導などを行い、小規模企業の経営体質の強化や事業の承継の円滑化、創業等の促進を図ります。

③ 被災市町村における地域の特色を活かした交流人口の拡大やまちの賑わいの創出に向けて、文化や芸術、スポーツ・イベントなどに対して支援を行います。

④ 道産品の販路拡大に向けて、国内外の「どさんこプラザ[*1]」を活用した、テスト販売やマーケティングサポートを行うとともに、民間企業と連携した個別相談会や商談会を開催します。

⑤ 道産食品の高付加価値化に向けた取組に対して支援を行います。

⑥ ホームページやＳＮＳなど　多様な情報発信ツールを活用して、「元気な北海道」を集中的に発信し、　国内外の観光客の誘客を図ります。

⑦ 「北海道ふっこう割」終了後においても、観光需要の持続的な回復・喚起を図るため、戦略的なプロモーションを展開します。

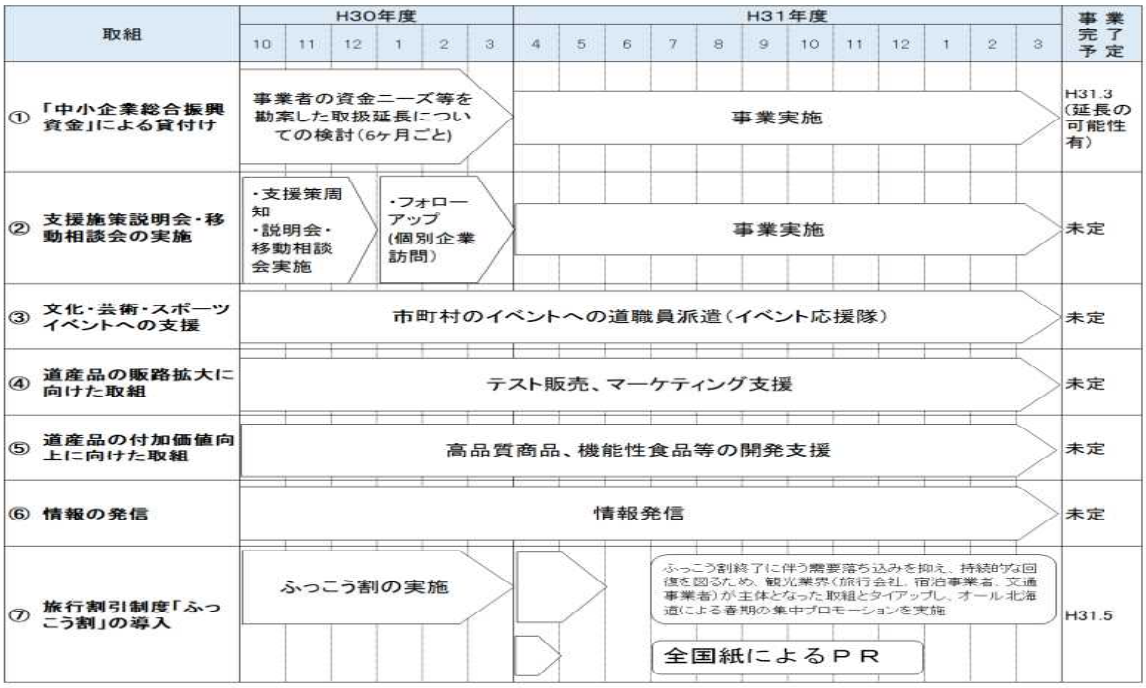

*1　どさんこプラザ：北海道が設置するアンテナショップ

２　大規模停電等に伴う影響への対応
(1)　食と観光の早急な需要回復
ア　道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開

【主な取組】

①　道産品の販路拡大に向けて、国内外の「どさんこプラザ」を活用した、テスト販売やマーケティングサポートを行うとともに、民間企業と連携した個別相談会や商談会を開催します（再掲）。

②　道産食品の高付加価値化に向けた取組に対して支援を行います（再掲）。

③　ホームページやＳＮＳなど多様な情報発信ツールを活用して、「元気な北海道」を集中的に発信し、国内外の観光客の誘客を図ります（再掲）。

④　「北海道ふっこう割」終了後においても、観光需要の持続的な回復・喚起を図るため、戦略的なプロモーションを展開します（再掲）。

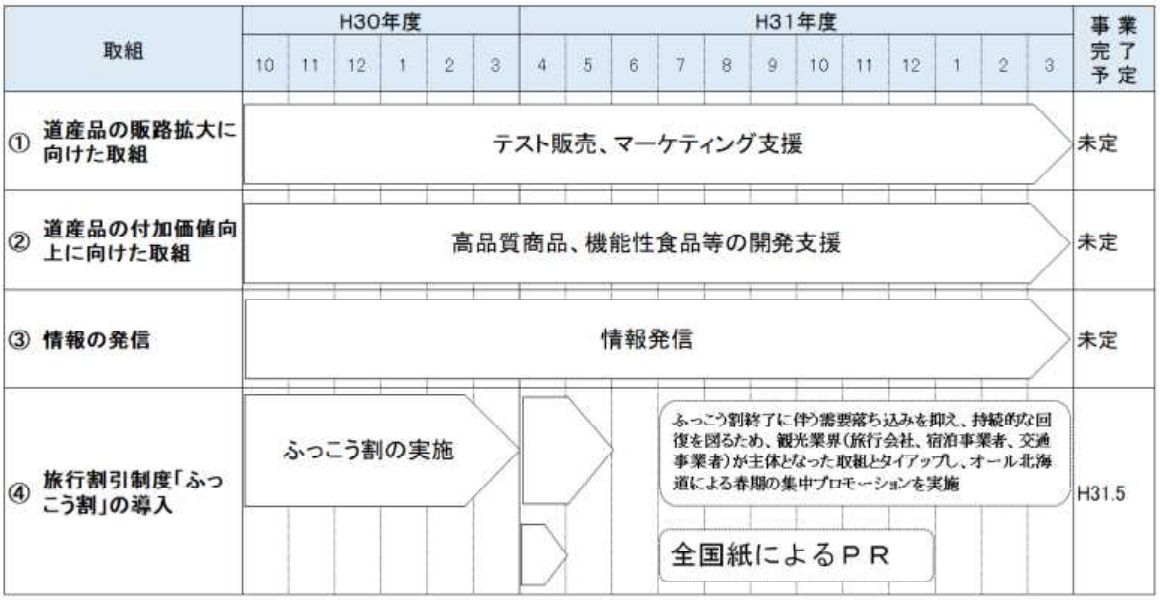

２　大規模停電等に伴う影響への対応
(2)　大規模停電等による産業被害への対応
ア　中小企業の振興

【主な取組】

① 経営に影響を受けている事業者のニーズ等に配慮しつつ、各種の融資制度により、中小企業者の経営基盤の回復と経営の再建を図ります（再掲）。

② 地域活力の再生を目指し、事業者の目線に合わせたきめ細かな経営相談や指導などを行い、小規模企業の経営体質の強化や事業の承継の円滑化、創業等の促進を図ります（再掲）。

③ 大規模停電の経験や復旧・復興の過程で得た教訓を踏まえ、自然災害など緊急事態に遭遇した場合においても、中核となる事業の継続や早期復旧が可能となるよう、「ＢＣＰ（事業継続計画）[*1]」策定に向けた支援を行い、中小企業の経営基盤を強化します。

*1　ＢＣＰ（事業継続計画）：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画

２　大規模停電等に伴う影響への対応
(2)　大規模停電等による産業被害への対応
イ　エネルギー供給等の強靱化

【主な取組】

①　酪農施設等における電力供給機能を確保するため、地域単位で非常用電源を確保する取組を推進します。

②　災害時や停電時における石油製品の安定的な供給を確保するため、ガソリンスタンドにおける自家発電設備の整備に対する支援を推進します。
　また、災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要な施設のリストを取りまとめ、石油関係団体と共有するとともに、燃料供給要請ルートを整備、周知し、今後の災害時における円滑な燃料供給体制の構築に向けて取り組みます。

③　新エネルギー導入加速化基金[*1]などを活用し、災害時には自立型となり得るエネルギー地産地消の取組に対する支援を行います。

④　発電所停止による大規模停電を回避するなど電力の安定化や多様なエネルギー資源に恵まれた本道の再生可能エネルギーの導入拡大、我が国全体のエネルギーミックス[*2]の実現に寄与するとの観点から、発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強が図られるよう、引き続き国等に要望します。

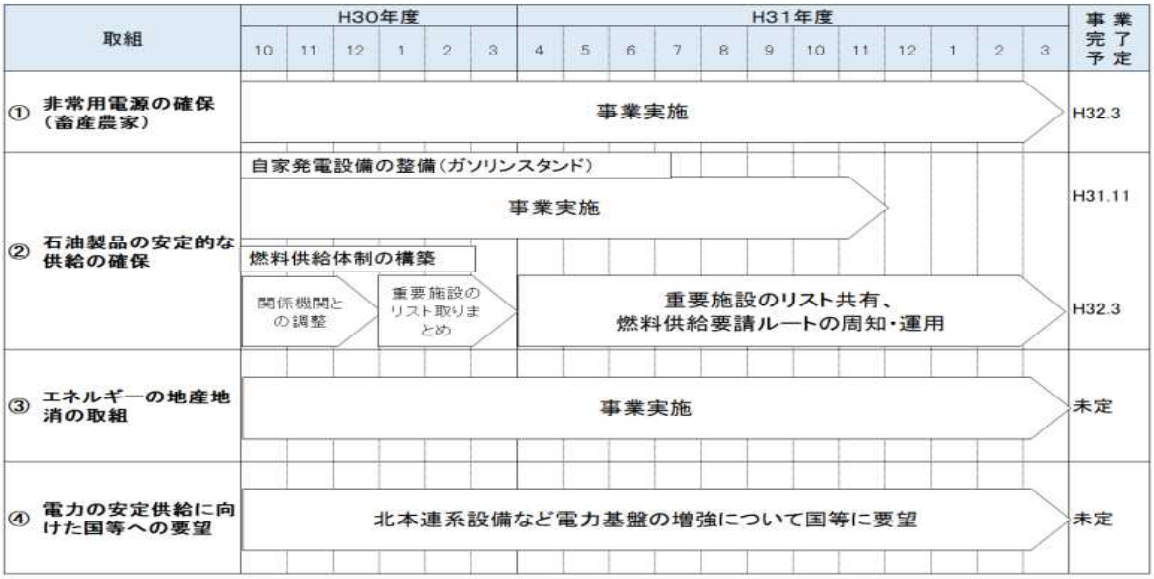

*1　新エネルギー導入加速化基金：エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、北海道における新エネルギーの導入等の加速化を図るための基金

*2　エネルギーミックス：経済産業省が決定した、２０３０年の長期エネルギー需要見通し

Ⅳ　復旧・復興の推進

１　道の推進体制

道における復旧・復興対策は、知事を本部長とする「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」の下、庁内関係部局が一体となって推進します。

［参考：復旧・復興推進本部の概要］

■　北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部

○構　成：知事（本部長）、副知事、本庁各部長　等
○設　置：平成３０年１１月２２日
○所　掌：被災地域の復旧・復興の推進
　　被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整
○事務局：総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室

■　北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部

○構　成：胆振総合振興局長、副局長、各部長　等
○設　置：平成３０年１１月２２日
○事務局：胆振総合振興局地域創生部地域政策課

２　被災市町村への支援

被災自治体が行う今後の本格的な復旧・復興対策に対応するため、道内外の自治体の協力も得ながら、職員派遣等の人的支援を行います。

また、現地連絡調整会議を通じた被災自治体間の情報共有や復興計画の策定支援、過去の災害における各種支援制度の活用事例等の提供など、効果的かつ効率的な事務の執行に向け、様々な手法を用いて幅広く支援を行います。

３　国や関係機関・団体等との連携

今回の地震では、大規模な山腹崩壊や土砂流出による影響が、道路や河川、農地等の産業基盤など広範囲に及び、かつ複合的なものとなっており、復旧・復興対策の円滑な実施に向けては、国に対し必要な支援制度などを要望するとともに、関係機関等による一層の連携強化を図ることが必要です。

事業執行に際しては、国や道が設置する復旧・復興に向けた推進本部への相互参画をはじめ、林地崩壊等への対応に係る「山地災害復旧チーム*1」の設置や建設発生土の有効活用等について検討を行う「土砂調整会議*2」の開催など、関係機関等が緊密に連携し、より効果的かつ効率的な事業の実施を図ります。

---

*1　山地災害復旧チーム：林地崩壊等への対応として、国や振興局の職員により設置されたチーム

*2　土砂調整会議：国・道・町による復旧工事での建設発生土について、有効活用や受入地等について、連携・意見交換を行うための会議

Ⅴ　復旧・復興対策のフォローアップ

１　ロードマップによる推進管理及び情報提供

この方針の５つの取組方向に基づき実施する復旧・復興対策は、具体的な取組内容や進捗状況などを整理したロードマップを策定し、着実な推進管理を行います。

また、ロードマップは毎月更新し、道のホームページなどを通じて、広く情報提供します。

２　復旧・復興方針の見直し

この方針は、地元と共に進める中長期の視点に立った復旧・復興対策を、計画的に推進することを明らかにするものであり、その実現に向けては、刻々と変化する被災地域の実情やニーズを的確に反映することが必要です。

また、北海道防災対策基本条例に基づき実施している「平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会[*1]」では、今回の地震災害における災害応急対策等を検証し、将来の災害に備えて、道及び市町村の地域防災計画や強靭化計画等に反映させることとしています。

この方針は、こうした復旧・復興対策の進捗状況や災害検証結果への対応などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

---

*1　平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会：平成30年北海道胆振東部地震に係る防災対策等についての検証を行うための委員会

参考資料

参考資料１

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱

１　趣旨

平成３０年９月６日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた被災地域の復旧・復興を推進するため、北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　所掌事項

本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 被災地域の復旧・復興の推進に関すること

(2) 被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

３　組織

(1)　本部の構成員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

(2)　本部の事務を円滑に進めるため、本部の下に幹事会を設置する。

４　本部長及び副本部長

(1)　本部長は、知事をもって充てる。

(2)　本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

(3)　副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。

５　会議の招集

(1)　本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

(2)　本部長は、必要に応じ、本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

６　幹事会

(1)　幹事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

(2)　幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

(3)　幹事会に、代表幹事を置き、総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室長をもって充てる。

(4)　幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

(5)　代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

７　庶務

本部の庶務は、総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室において処理する。

８　地方本部

(1)　本部の業務を分掌させるため、必要に応じて総合振興局及び振興局に北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

(2)　地方本部に地方本部長を置き、総合振興局長及び振興局長をもって充てる。

(3)　地方本部の組織及び運営に関し必要な事項は、３の事項から７の事項までの規定に準じて地方本部長が定める。

９　雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附則

この設置要綱は、平成３０年１１月２２日から施行する。

別表１　北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部員名簿

役　職	所　属　・　職
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	総務部長 総務部職員監 総務部危機管理監 総合政策部長 総合政策部知事室長 総合政策部交通企画監 総合政策部空港戦略推進監 環境生活部長 環境生活部アイヌ政策監 保健福祉部長 保健福祉部少子高齢化対策監 経済部長 経済部観光振興監 経済部食産業振興監 農政部長 農政部食の安全推進監 水産林務部長 建設部長 建設部建築企画監 会計管理者 各（総合）振興局長 東京事務所長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長

別表２　北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部幹事会名簿

役　職	所　属　・　職
代表幹事	総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室長
幹　　事	総務部総務課長 総務部人事局人事課長 総務部財政局財政課長 総務部危機対策局危機対策課長 総合政策部総務課長 総合政策部政策局参事 総合政策部地域創生局地域戦略課長 総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室参事 総合政策部地域振興局市町村課長 総合政策部地域振興局地域政策課長 総合政策部交通政策局交通企画課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課政策調整担当課長 経済部経済企画局経済企画課長 経済部観光局参事 農政部農政課長 水産林務部総務課企画調整担当課長 建設部建設政策局建設政策課長 出納局総務課長 各（総合）振興局地域創生部長 東京事務所行政課長 企業局総務課長 道立病院局病院経営課長 教育庁総務政策局教育政策課長 警察本部総務部総務課長

参考資料2

胆振東部地震災害からの復旧・復興の取組事例

■ 被災地域の復旧・復興に向けた取組

住まい・くらしの速やかな再建

◆応急危険度判定の実施
・安平町、厚真町、むかわ町において、被災した建築物の応急危険度判定を実施し、所有者に対し、自宅での早期の生活再開に向けた情報を提供（判定件数：199件）

◆ 応急仮設住宅の供与等
・災害救助法による応急救助として、応急仮設住宅を提供

建設型応急仮設住宅	プレハブ１期工事　130戸
	プレハブ２期工事　78戸
	寄宿舎型（モバイルハウス）　36名
	トレーラーハウス・モバイルハウス　25戸
福祉仮設住宅	厚真町108名、安平町36名
借上型応急仮設住宅	213世帯分

・地方自治法に基づく目的外使用許可により道営住宅を無償供与（最長１年間）

道営住宅	提供戸数　272戸　（胆振・石狩・日高管内） 入居世帯　28世帯（11/30現在）

◆ 災害廃棄物の処理（災害廃棄物（片付けごみ）の処理）
・道が広域的な調整を図り、苫小牧市、岩見沢市、登別市などで受入れ、処理を実施

【厚真町】

（平成30年9月24日）

（平成30年11月20日）

【むかわ町】

（平成30年9月17日）

（平成30年11月20日）

◆ 住宅再建に向けた取組
・住宅の復旧・再建に向け、建築士などの専門職による無料の個別相談会を実施（会場：厚真町、安平町、むかわ町／相談件数　68件）
・自力で住宅を確保することが困難な被災者の恒久的な住宅の確保のため、災害公営住宅の整備について、年度内の事業着手に向けた支援を実施

◆ 住家被害への対応
・被災者生活再建支援法により、都道府県が拠出した基金を活用し、「全壊」や「大規模半壊」等の被害が生じた世帯主に最大３００万円を支給（国は1/2補助）

被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
程度	全壊	半壊解体	長期避難	大規模半壊	再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	支給額	200万円	100万円	50万円

ライフラインやインフラの本格的な復旧

◆ 公共土木施設等の復旧対策

（復旧への取組）
- 早急に土砂等の除去が必要な箇所については、応急復旧工事を完了
- 本格復旧工事の一部について、年度内に完成
- 迅速かつ効率的な災害復旧に向け、被災地域外からの技術者確保のため、地震災害復旧ＪＶを活用

（国と連携した砂防事業）
- 厚真町の日高幌内川など３河川で国が砂防事業を実施するほか、道も緊急的な砂防事業等を実施

（被災地への人的支援）
- 発災直後から、情報収集や災害査定に向けた資料作成支援などのため、胆振東部３町等に技術職員を派遣
- 来年度も災害復旧事業の実施などのため派遣を継続

◆ 厚真町富里浄水場の復旧

（復旧への取組）
- 富里浄水場の復旧には、安全確保の観点から、裏山の残留土塊の除去を含む急傾斜地崩壊対策事業の実施が必要となるため、本復旧の早期実施に向け関係部局で調整を実施
- 急傾斜地崩壊対策事業については、当初の予定を前倒ししてH30.12に着手

◆ 社会福祉施設の復旧
- 社会福祉施設等災害復旧費補助金(国1/2、道1/4、事業者1/4)を活用
- 特に被害の大きかった２法人(厚真福祉会、追分あけぼの会)などに対しては、補助率嵩上げ（国7/12、道1/4、事業者1/6）により建物の修繕等の復旧を支援。併せて、国庫補助協議書類作成などの事務作業支援のため、職員を派遣

地域産業の持続的な振興

◆ 営農再開に向けての復旧・復興対策

用水路の復旧工事に着手(厚真町)

（農地・農業用施設）
- 農地などに流入し堆積した土砂等について、道庁内の関係部連携の下、農地、林地、道路、河川の復旧事業などを調整し、道営災害復旧事業を計画的に実施（H30.9～）
- また、災害査定に当たっては、道の技術職員を現地に派遣し、災害査定申請業務等を実施　（H30.10～12 延べ855人）
- 今春の用水確保のため、用水路等に堆積した土砂撤去等の復旧工事に着手（H30.12.10～）
- 農業改良普及センター等による技術指導や経営相談を実施（随時）

（農業者の営農施設や農協の共同利用施設）
- 災害時でも安定的に搾乳等が実施できるよう、畜産農家における非常用電源の整備について、国の支援策を活用しつつ、道としても、配電盤整備の支援を実施（H30.9～）
- 国の「強い農業づくり交付金」や「被災農業者向け経営体育成支援事業」等を活用するとともに、特に甚大な被害を受けた農業者に対し、市町村と連携し、道独自の支援を実施（H30.11～）

地域産業の持続的な振興

◆ 林地崩壊からの復旧・復興対策

種　　別	内　　容
道路や住宅などの保全対象や治山施設が被災した箇所	・災害関連緊急治山事業 国の交付決定前に着手可能な制度を活用し、随時工事を発注 （H31年度完了見込み） ・施設災 H30.12月に災害査定を受け、随時工事を発注 （H32年度完了見込み）
上記以外で治山事業を実施する箇所	・復旧治山 保全対象などの優先度に応じ、H31年度以降復旧工事を計画的に実施 （集中的に実施する期間：H31～H35年度）
林道被害	・H31.1月までに国の災害査定を受け、随時工事を発注 （H33年度完了見込み）
治山対策を実施しない森林	・森林所有者の意向を踏まえ、森林整備事業等を活用し、被害木整理を実施 （H34年度完了見込み） ・植栽や播種などの効果的な復旧方法について、検証を実施 （H34年度完了見込み） ・検証を行いながら森林整備事業等を活用し、森林の造成を順次実施

・国や市町村、試験研究機関などで構成する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」を設置し、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討

◆ 漁港施設の復旧

災害復旧事業等を活用し、漁港施設の復旧を実施

H30.10月	応急措置
H30.11月まで	被災調査、復旧工法の検討
H30.11月	国の災害査定
H30.12月以降	災害復旧工事に係る町、漁業協同組合との調整
H31．３月から	災害復旧工事の施工

■大規模停電等に伴う影響への対応

食と観光の早急な需要回復

◆ 食や観光のプロモーションの実施

・地震により大きな影響を受けた食と観光の早急な需要回復を図るため、国内外に向けた情報発信やプロモーションの展開、旅行割引制度（ふっこう割）による誘客等の取組を集中的に実施

➢観光振興に向けた知事メッセージの発信

・観光振興に向けた知事メッセージと北海道旅行の安全情報を国内外に向けて発信（H30.9.20～23）

➢韓国からの大規模招へいプロモーション

・韓国旅行業協会（KATA）と連携し、韓国から約200名の訪問団を受け入れ、冬の観光シーズンを見据え、風評被害を払拭するとともに、韓国の消費者に向けて広く観光ＰＲ（H30.12.14～16）

➢北海道どさんこプラザにおける道産品フェア

・国内８店舗の北海道どさんこプラザで「道産品応援フェア」を開催

北海道応援感謝フェア（道外７店舗）（H30.11～12）

北海道地域応援フェア（札幌店）（H30.10～12）

➢首都圏における消費拡大キャンペーン

・振興局の特色を打ち出した食と観光のＰＲイベントを首都圏で開催

「とかち元気＋１フェア」（H30.10）　など

➢海外における食と観光ＰＲ

・北海道どさんこプラザバンコク店の開設を記念し、北海道の食や観光情報、アイヌ文化等を発信する「北海道フェア」等をタイで開催し、知事によるトップセールスを実施（H30.11）

・香港、上海及びベトナムにおいて関係機関と連携した食と観光のプロモーションを展開し、副知事によるトップセールスを実施

（香港H30.10、上海H30.11、ベトナムH31.1）

➢旅行割引制度（ふっこう割）の導入

・道内、国内、海外の旅行客を対象とした旅行商品や宿泊料金の割引券を発売し、観光需要を喚起（H30.10～H31.3）

大規模停電等による産業被害への対応

◆ 緊急経済対策官民連携協議会の設置
・風評被害の払拭など、地震からの迅速な経済復興に向け、経済・産業団体、企業、金融機関などとの連携による「緊急経済対策官民連携協議会」を設置し、「元気です北海道」キャンペーンなど、様々な取組を実施

元気です北海道
We are GENKI Hokkaido

➢緊急経済対策官民連携協議会を開催するとともに、復興に向けた官民共同メッセージを発信（H30.9.22）

➢「北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集」を作成・公表
（H30.9～）

◆ 中小企業支援の実施
・地震の影響により事業活動に影響が出ている中小企業に対し、経営や金融に関する特別相談窓口設置するとともに、資金需要への支援を行うなど、経営再建や事業継続に向けた取組への支援を実施

➢支援施策説明会・移動相談会の実施
・地震による被害が甚大な地域及び道内６圏域において、関係機関と連携し、被災中小企業者に対して、様々な支援施策の説明会・移動相談会を開催
胆振３町（H30.10、H30.12）、６圏域（H30.11）

➢被災中小企業者等支援策ガイドブックの作成
・国と連携し、相談窓口、補助制度、融資制度など、被災中小企業が事業復旧・再開に向け利用可能な支援策をまとめたガイドブックを作成（H30.11）

➢中小企業総合振興資金による貸付、保証料負担の軽減
・「中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付（災害復旧））」を適用
・道の制度融資を利用する被災中小企業者等へ保証料を補助

➢力を一つに。北海道商店街「一緒に応援キャンペーン」
・地震による被災地を応援するため、全道の商店街において、被災地の特産品等を販売するキャンペーンを展開（H30.11.17～H31.2.28）

◆ 無理のない範囲での節電の呼びかけ
・国から引き続き無理のない範囲での節電の要請（数値目標なし節電要請）がなされていることを踏まえ、家庭向けの節電リーフレットを作成・配布するほか、消費活動をしながら節電にも結びつく取組を促進する「『みんなで暖まろう！』応援キャンペーン」を実施

復旧・復興に向けた主な地域イベント

参考資料3

➢鵡川ししゃも祭り

震災復興イベントとして「鵡川ししゃも祭り」が、むかわ町鵡川中央小学校グラウンドで開催。復興支援に感謝の意を込めて、例年と会場や内容を変更し、ステージイベントのほか、「ししゃも鍋」や「ししゃも焼き」などを提供。（H30.11.3～4）

➢「むかわ竜」の一般公開

国内最大の恐竜全身骨格「むかわ竜」が一般公開。むかわ町穂別地区で約7,200万年前（白亜紀後期）の地層から発見された大型草食恐竜ハドロサウルス科の全身骨格化石（全長約８メートル）がクリーニング作業を終え、初めてお披露目。（H30.11.11、17、18）

➢「POKEMON with YOU」北海道応援イベント

（株）ポケモンと北海道との連携と協力に関する協定に基づく協働事業として、（株）ポケモンによる、北海道胆振東部地震の被災地復興支援イベントが厚真町、安平町、むかわ町で開催。オリジナルエコバッグつくり、ペーパークラフトやキャラクターとの写真撮影などを実施。（H30.11.23～25）

（安平町早来こども園）

➢あつま国際雪上３本引き大会

雪上３本引きは、３本の綱をチームで引き合って２本をゴールラインに引き込むと勝ちとなる厚真町発祥の競技で、今年は過去最多の58チーム、900人以上が参加。（H31.1.20）

➢厚真町復興イベント「絆～手と手を繋いで頑張ろう厚真」

北海道胆振東部地震により亡くなられた方々を追悼するとともに、支援いただいたことへの感謝の気持ちを忘れず、厚真町の全町民が一致団結して、厚真町の更なる復興を目指すイベントを開催。和太鼓演奏や復興支援コンサート、厚真芸術花火などを実施。（H31.1.27）

➢ロビーコンサート

～アイスキャンドルとコンサートの夕べ～

安平町出身のピアニストら５組が参加したコンサートが安平町追分公民館で開催。正面玄関前に設置された約千個のアイスキャンドルは、実行委員会のメンバーや追分高の生徒のほか、胆振東部地震の復興ボランティアが作製。また、復興ボランティアセンターが復興支援バザーを行い、支援物資を無料配布。（H31.2.2）